

環衛第992号

平成14年3月19日

各保健所長殿

保健福祉部長

公衆浴場法施行条例及び公衆浴場法施行細則の一部改正について

公衆浴場法施行条例及び公衆浴場法施行細則の一部改正について、別紙のとおり改正したので通知します。

なお、本改正については、3月19日公布され、即日施行となったことから、関係業者に周知徹底の程よろしくお願ひいたします。

おって、岡山県公衆浴場生活衛生同業組合には、当課からすでに通知済みであることを申し添えます。

記

1 公衆浴場法施行条例の主な改正点

(1) 一般公衆浴場とその他の公衆浴場について定義（第2条）

従前の条例では、一般公衆浴場とその他の公衆浴場の定義が無く、その運用に苦慮するケースが見受けられ、また、新たな形態の公衆浴場に対する基準の適用が不明確であることから、改正後の条例では一般公衆浴場とその他の公衆浴場についての定義を明確にした。

なお、公衆浴場の経営の許可については同一の許可であり、この定義により公衆浴場を種別ごとに分類して許可することはできないので、従前どおり附款を附して許可すること。

①一般公衆浴場（第2条第1項）

利用の目的及び実態を鑑みて、地域住民の日常生活に必要と解される施設でいわゆる銭湯等が該当する

また、県が、実施する公衆浴場に対する補助金等は、原則として、この一般公衆浴場が対象となる。

②その他の公衆浴場（第2条第2項）

非日常的な保養、休憩若しくは娯楽を目的する施設で、ヘルスセンター、健康ランド、スポーツ施設に併設する浴場が該当する。また、日常生活にあえて必要と考慮されない目的（美容等）がともなう施設、あるいは、専ら福祉またはエステティックサロン等でイからニに掲げる公衆浴場とは形態を異にする公衆浴場や仮設浴場

が該当する。

(2) 一般公衆浴場の配置の基準の緩和（第3条）

現在、浴槽のある住宅がほとんどである状況や、近年新規の一般公衆浴場の許可事例がほとんどないことを勘案して、従前の条例の配置の基準等不要と考えられる条項を緩和した。

(3) 構造設備及び衛生措置に関する基準の改正（第4条、第5条、第6条）

構造設備及び衛生措置に関する基準を、一般公衆浴場についてそれぞれ定めた。なお、緩和規定（第10条）については、第2条第2項ニに区分した公衆浴場についてのみ適用することとした。

(4) レジオネラ属菌への対策（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条）

近年のレジオネラ属菌による事故に対処する必要があるため、構造設備及び衛生措置に関する基準にレジオネラ対策を追加するとともに、水質等に関する基準にレジオネラ属菌の基準値を追加した。

なお、水質等に関する基準（第7条）の検査方法は次のとおりとする。

① 原水の水質の検査方法

色度、濁度、水素イオン濃度、過マンガン酸カリウム消費量及び大腸菌群の検査方法は、それぞれ「水質基準に関する省令」（平成4年厚生省令第69号）で定める検査方法によること。

② 浴槽水の水質の検査方法

濁度、過マンガン酸カリウム消費量及びレジオネラ属菌の検査方法は、①の検査方法によること。

大腸菌群の検査方法は、「下水の水質の検定方法に関する省令」（昭和37年厚生省・建設省令第1号）別表第1（第6条）の大腸菌群数の検定方法によること。

2 公衆浴場法施行条例の経過措置について

条例施行の際に、現に公衆浴場の許可をうけている者については、この条例の施行の日から起算して六月間の執行猶予を設けた。

今回の条例改正においては、レジオネラ属菌への対策のため施設基準及び水質基準等の追加を行っており、施設の改修等が必要な公衆浴場もあると考えられるので、十分な指導が行われず衛生管理上問題がある場合には、公衆浴場法第7条による処分も検討し指導すること。

3 公衆浴場法施行細則の主な改正点について

(1) 利用者の分析状況等を明らかにした地図を添付書類から削除するなど、公衆浴場法

施行条例の改正に伴う所要の改正を行った。

- (2) 公衆浴場法施行条例の改正に伴い公衆浴場営業許可申請書の様式を改正した。

○公衆浴場法

(昭和二十三年七月十二日)

(法律第百三十九号)

第二回通常国会

芦田内閣

公衆浴場法をここに公布する。

公衆浴場法

第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第七条の二を除き、以下同じ。)の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。

(昭五四法七〇・平六法八四・一部改正)

第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

(昭二五法一八七・昭三九法一二一・平一一法八七・一部改正)

第二条の二 浴場業を営む者(以下「営業者」という。)について相続、合併又は分割(当該浴場業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(昭六〇法一〇二・追加、平一二法九一・一部改正)

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

(昭六〇法一〇二・一部改正)

第四条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

(昭六二法九八・一部改正)

第五条 入浴者は、公衆浴場において、浴そ、う、内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を

及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第六条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り、第二条第四項の規定により付した条件の遵守若しくは第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(昭二五法二六・昭三九法一二一・昭五四法七〇・一部改正)

第七条 都道府県知事は、営業者が、第二条第四項の規定により附した条件又は第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(昭三九法一二一・平五法八九・一部改正)

第七条の二 この法律に別段の定めがあるもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(昭三一法一四八・追加、昭三七法一六一・平六法四九・平一一法八七・一部改正)

第八条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

(昭三九法一二一・一部改正)

第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二千円以下の罰金に処する。

(昭三九法一二一・一部改正)

第十条 次の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一 第四条又は第五条第二項の規定に違反した者

二 第四条の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五条第一項の規定に違反した者

(昭三九法一二一・一部改正)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八条、第九条又は前条第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料を科する。

公衆浴場法施行条例

昭和三十一年十二月二十五日
岡山県条例第八十号

[公衆浴場の配置及び衛生措置等の基準に関する条例] をここに公布する。

公衆浴場法施行条例

公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第三項及び第三条第二項の規定に基き、この条例を制定する。

（趣旨）

第一条 この条例は、公衆浴場法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般公衆浴場 法第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものであつて、その他の公衆浴場以外のものをいう。
- 二 その他の公衆浴場 次のいずれかに該当する公衆浴場をいう。
 - イ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら保養、休憩若しくは娯楽のための施設又はスポーツ施設に附帯するもの
 - ロ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら美容又は健康増進を目的としたもの
 - ハ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら福祉又は福利厚生を目的としたもの
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に掲げる営業のための施設であるもの
- ホ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長。第十一條を除き、以下同じ。）が一般公衆浴場とその形態を異にするものとして認めたもの
- 四 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- 五 原水 原湯（浴槽に直接注入されるべき温水をいう。第四条第二号ホにおいて同じ。）の原料とする水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽に直接注入されるべき冷水をいう。

（一般公衆浴場の配置の基準）

第三条 新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき（その他の公衆浴場を一般公衆浴場に変更しようとするときを含む。）は、既設の一般公衆浴場と三百メートル以上の直線距離を保たなければならない。ただし、地域の状況、予想利用者の数、人口密度等を考慮し、知事が公衆衛生上必要であると認めた場合は、この限りでない。

（一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）

第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

- イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、それぞれ区別して設けること。
- ロ 下足場には、履物を安全かつ清潔に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。
- ハ 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の見やすい位置に、男女別の

表示をすること。

二 脱衣室には、入浴者の衣類等を安全かつ清潔に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

ホ 脱衣室の床面は、耐水性で滑りにくい材質を用いること。

ヘ 脱衣室の床面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とすること。

ト 脱衣室及び浴室には、それぞれ換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

チ 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。

リ 便所は、男女それぞれ脱衣室等から利用しやすい場所に設けること。

ヌ 浴室の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適當なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

ル 洗い場の面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とすること。

ヲ 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水栓又は給湯栓、洗いおけ及び腰掛を備えること。

ワ 主たる浴槽は、男女それぞれ内のりの表面積三平方メートル以上、深さ六十センチメートル以上であつて、かつ、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。

カ 循環ろ過装置を設置している場合は、ヘアキャッチャー、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ヨ 気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、空気取入口にフィルターを設けること。

タ 薬湯、おがくず等を使用する浴場にあつては、浴室にシャワー等を設けること。

レ 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとする。

(1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とすること。

(2) 浴槽の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、十分な面積であること。

(3) 脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造とすること。

(4) 屋外には、洗い場を設けないこと。

(5) 屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること。

ソ サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次のとおりとする。

(1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。

(2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適當なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

(3) サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を備えるとともに、室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。

(4) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適當な位置に設けること。

ツ 入浴者の状況に応じて、下足場、脱衣室、便所及び浴室には手すりを設けるとともに、できるだけ段差をなくすこと。

ネ その他知事が必要と認めて指示する措置

二 衛生措置に関する基準

イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、毎日清掃するとともに、消毒を毎月一回以上実施し、清潔で衛生的に保つこと。

- ロ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、ねずみ、昆虫等の生息状況について毎月一回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。
- ハ 下足場、脱衣室、便所及び浴室の照度は、床面において百五十ルクス以上を保つこと。
- ニ 浴槽水は、毎日交換すること。ただし、循環ろ過し、かつ、二十四時間以上継続して使用している浴槽水については、一週間に一回以上定期的に完全換水し、浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- ホ 浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。
- ヘ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。
- ト 循環ろ過装置等は、稼働状況を適宜点検し、その記録を三年間保存すること。
- チ 原水及び浴槽水の水質検査は、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。
- リ 浴槽水を塩素で消毒している場合は、一日に一回以上遊離残留塩素濃度を測定し、その記録を三年間保存すること。
- ヌ 貯湯タンクを設置している場合は、貯湯タンク内の湯温を摂氏六十度以上に保つこと。
- ル タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりにあつては、新しいものに限る。）を貸与するときは、この限りでない。
- ヲ 入浴者に浴槽の中で身体を洗わせ、又は浴室内で洗濯その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこと。
- ワ おおむね十歳以上の男女を混浴させないこと。
- カ その他知事が必要と認めて指示する措置

（その他の公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）

第五条 第二条第二号イ、ロ、ハ及びホに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

- イ 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の見やすい位置に、男女別の表示をすること。ただし、時間帯によつて男女の利用を区分する場合等風紀上問題がない場合にあつては、この限りでない。
- ロ 脱衣室は、入浴者数に応じた適当な床面積とすること。
- ハ 便所は、施設内で入浴者が利用しやすい場所に設けること。
- ニ 洗い場は、入浴者数に応じた適当な面積とすること。
- ホ 主たる浴槽は、入浴者数に応じた適当な面積であつて、かつ、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。
- ヘ 前条第一号ロ、ニ、ホ、ト、ヌ及びカからネまでに掲げる基準によること。

二 衛生措置に関する基準

前条第二号の基準によること。

第六条 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

- イ 個室内には、換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

- 口 個室内には、適當な脱衣場所及び入浴者の衣類等を収納するための設備を設けること。
- ハ 個室の出入口の扉には、施錠設備を設けず、かつ、上部は透明ガラス等により、内部を見通すことができる構造とすること。
- 二 便所は、入浴者が利用しやすい場所に設けること。
 - ホ 適當な広さの待合室を設けること。
 - ヘ 第四条第一号ホ、又及びネに掲げる基準によること。
- 二 衛生措置に関する基準
 - イ 浴槽水は、使用のつど取り替えること。
 - ロ 個室内で使用するタオル等は、入浴者一人ごとに取り替えること。
 - ハ 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
 - 二 第四条第二号イ、ロ、又及びカに掲げる基準によること。

(水質等に関する基準)

第七条 原水及び浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、第一号のイからニまで並びに第二号のイ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。

一 原水の水質

- イ 色度は、五度以下であること。
- ロ 濁度は、二度以下であること。
- ハ 水素イオン濃度は、P H値五・八以上八・六以下であること。
- 二 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。
- ホ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。以下同じ。）は、五十ミリリットル中に検出しないこと。
- ヘ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十C F U未満であること。

二 浴槽水の水質

- イ 濁度は、五度以下であること。
- ロ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。
- ハ 大腸菌群は、一ミリットル中に一個以下であること。
- ニ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十C F U未満であること。

(自主管理)

第八条 公衆浴場の営業者は、当該施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、当該施設の所在地を管轄する保健所の長に通報し、その指示に従わなければならない。

(療養施設)

第九条 療養のため温泉、潮湯、薬湯等を設置するときは、療養者用の脱衣室、浴室及び浴槽を別に設け、健康な人と混用させないようにしなければならない。

2 療養のため温泉、潮湯、薬湯等を使用させる場合は、浴法、効能書その他入浴心得となる事項を浴室内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(適用除外)

第十条 第二条第二号ホに掲げるその他の公衆浴場であつて、構造設備及び衛生措置が第五条の基準により難い場合で、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるものに対

しては、知事は、当該基準を緩和することができる。

(検査)

第十一条 法第二条第一項の許可を受けた者（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）は、規則で定めるところにより、知事の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該公衆浴場を使用してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 公衆浴場業施設基準条例（昭和二十三年岡山県条例第七十五号）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、現に浴場業を営んでいる者で敷地の狭少等やむを得ない理由により第四条第一号及び第二号並びに第五条第一号から第四号までの規定により難いものは、この条例施行の日から三箇月以内に、知事に措置の基準の適用の緩和の申請をし、その承認を得なければならない。この場合において、知事は、公衆衛生上及び風紀上支障があると認められるときは、その承認に期限を附して改善を命ずることができる。
- 4 前項に規定する期間内に同項の承認が得られないときは、当該浴場業を営んでいる者は、この条例施行の日から六箇月以内に、第四条第一号及び二号並びに第五条第一号から第四号までの規定に適合するように措置を講じなければならない。

附 則（昭和四二年条例第三二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、現に公衆浴場業を営んでいる者で、この条例による改正後の公衆浴場の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第六条の水質基準に適合させることができないものにあつては、同条の規定にかかわらず、この条例施行の日から起算して六箇月間は、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和六一年条例第六号）

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成一二年条例第三二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第一七号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第一九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けている者については、この条例の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例による。

公衆浴場法施行条例新旧対照表

新

旧

(定義)

第一条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一般公衆浴場 法第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものであつて、その他の公衆浴場以外のものをいう。

その他公衆浴場 次のいずれかに該当する公衆浴場をいう。

イ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら保養、休憩若しくは娯楽のための施設又はスポーツ施設に附帯するもの

ロ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら美容又は健康増進を目的としたもの

ハ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら福祉又は福利厚生を目的としたもの

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)第二条第六項第一号に掲げる営業のための施設であるもの

ホ その他知事(保健所を設置する市にあつては、市長。第十一條を除き、以下同じ。)が一般公衆浴場とその形態を異にするものとして認めたもの

三 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

四 原水 原湯(浴槽に直接注入されるべき温水をいう。第四条第二号ホにおいて同じ。)の原料とする水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽に直接注入されるべき冷水をいう。

(一般公衆浴場の配置の基準)

第三条 新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき(その他の公衆浴場を一般公衆浴場に変更しようとするときを含む。)は、既設の一般公衆浴場と三百メートル以上の直線距離を保たなければならない。ただし、地域の状況、予想利用者の数、人口密度等を考慮し、知事が公衆衛生上必要であると認めた場合は、この限りでない。

(配置の基準)

第二条 法第二条第三項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、次の各号のいずれか一とする。

一 当該浴場からもつとも近い公衆浴場までの直線距離の二分の一を半径としたそれぞれの円区域内の浴場利用者数が、四百五十人を超えること。

二 当該浴場の位置を基点として半径三百メートル以内の地域に他の公衆浴場がないこと。

(配置の基準の適用除外)

第三条 当該浴場の設置が次の各号のいずれかに該当し、知事が公衆衛生上必要があると認めるときは、前条の基準は、適用しない。

一 河川、丘陵、公共施設その他土地の特殊事情のために配置の適性を欠くと認められるときは、当該浴場を中心とした半径三百メートルの円区域内の浴場利用者数を当該区域内の浴場数で除した数が四百五十人を超えるかつ、最短距離にある公衆浴場との距離が百メートル以上

のとき。

二 温泉のゆう出地においてこれを利用して設置するとき。

三 官公署、学校、病院、工場その他の事業場等がその職員、従業員及び家族等の厚生施設として設置するとき。

四 仮設又は蒸しぶろ等であつて一般の公衆浴場とその営業形態が全く異なるとき。

五 建築その他大規模の模様替え等によりその構造設備の同一性を失うため又は公衆浴場の施設を譲り受け、若しくは借り受けたため新たに許可の申請をするとき。

六 災害等により滅失したため、当該営業者が三箇月以内に申請し、元の敷地に復旧しようとするとき。

七 公共土木事業等により改築、移転等の対象となつたため、既設の位置から近接の場所において設置するとき。

八 その他保健衛生を維持増進するため必要と認められるとき。

2 公衆浴場が、次の各号の一に該当するときは、前条の基準の適用については、公衆浴場とみなさないことができる。

一 収容能力が不充分であり、知事が改善を命じても実行しないとき。

二 三箇月以上の長期にわたり特別な理由がなく営業を行わないとき。

三 営業の許可を受けてから三箇月以内に工事に着手せず、又は工事に着手してから一年以内に完成せず、若しくは営業を開始しないとき。

(一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準)

第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、それぞれ区別して設けること。

ロ 下足場には、履物を安全かつ清潔に保管することができる設備を入れ浴者数に応じて設けること。

ハ 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の

(換気、採光及び照明に必要な措置の基準)

第四条 法第三条第二項の規定による公衆浴場の換気、採光及び照明に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 脱衣室には、じゅうぶんな換気のできる設備及び三十ルツクス以上の明るさを確保できる採光又は照明の設備を設けること。

二 浴室には、前号に規定する設備のほか、蒸気を外気に導くため天井に適當なこうばいを設けること。

三 便所その他には二十ルツクス以上の明るさを確保できる照明設備を、便所には臭気を防止するための適當な設備を設けること。

見やすい位置に、男女別の表示をすること。

二 脱衣室には、入浴者の衣類等を安全かつ清潔に保管することができ
る設備を入浴者数に応じて設けること。

ホ脱衣室の床面は、耐水性で滑りにくい材質を用いること。

ヘ脱衣室の床面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とすること。

ト脱衣室及び浴室には、それぞれ換気のための窓又は換気に必要な機

械設備を設けること。

チ脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。

リ便所は、男女それぞれ脱衣室等から利用しやすい場所に設けること。

ヌ浴室の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とするこ

と。

ル洗い場の面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とすること。

ヲ洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水栓又は給湯栓、洗い

おけ及び腰掛を備えること。

ワ主たる浴槽は、男女それぞれ内のりの表面積三平方メートル以上、

深さ六十センチメートル以上であつて、かつ、洗い場での使用水等が

浴槽内に流入しない構造とすること。

ヨ気泡発生装置又はジエット噴射装置を設置する場合は、空気取入口

にフィルターを設けること。

タ浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設

備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合

は、この限りでない。

レ屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとする。

(1)男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外か

ら見通すことのできない構造とすること。

(2)浴槽の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、十分な面積であること。

(3)脱衣室、浴室等から直接出入りができる構造とすること

(4)屋外には、洗い場を設けないこと。

(5)屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること

(保温、清潔、入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第五条 法第三条第二項の規定による公衆浴場の保温、清潔、入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 出入口及び脱衣室

イ 出入口及び脱衣室には、入浴者はきもの、携帯品及び衣類を清潔に保管できる設備を設けること。

ロ脱衣室の面積は、男女各十九・八平方メートル以上とすること。

二 浴室

イ 浴室の面積は、男女各十九・八平方メートル以上とすること。

ロ 浴室には、浴用に用いた汚水が停滞することなく流出できる排

水溝を設けること。

ハ洗い場の床及び腰廻りは、石、れん瓦、コンクリート造等とし、

その表面は、陶磁器、人造石、石等で仕上げること。

二 浴室には、湯と水の表示をした洗い湯栓及び水栓を洗い場の面積

三・三平方メートルについて、一对以上の割合でおおむね七десятセン

チメートル以上の間隔を保つて設けること。

ホ洗い場には、適當数のおけ類及び一人用腰掛を備えること。

三 浴そう

イ 主浴そうは、表面積三・三平方メートル以上深さ九十七センチメー

トル以上とし、内部に適當な階段を設け、外部には腰をかけること

ができるような設備はしないこと。

ロ浴そうは、石、れん瓦、コンクリート造等とし、その表面は、陶

磁器、人造石、石等で仕上げること。

四 風紀

イ 公衆浴場には、出入口（男女の表示をすること）、脱衣室、洗

い場、浴そう及び浴場内から利用できる便所を、それぞれ男女別に

設け、かつ、外部から及び相互に見通しきれない構造とすること。

ロ個室付浴場（公衆浴場に個室を設け、その個室において異性の客

に接觸する役務を提供する浴場をいう。以下同じ。）の浴室の出入

口のとびらには、施錠設備を設けず、かつ、とびらの上部は、透明

ガラス等により内部が見通しきれる構造とすること。

ハ個室付浴場においては、従業員に風紀を乱すおそれのある服装を

させ、又は行為を行わせないようにすること。

五 その他の衛生措置

イ 脱衣室、洗い場、浴そう、便所、脱衣箱、おけ類及び腰掛等は、

常に清潔に保つこと。

ロ 浴そうの湯は、常に満ぱいにし、摂氏四十二度以上に保つこと。

ソ サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次のとおりとする。

(1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材

質を用いた構造とすること。

(2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当なこう配を設

け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

(3) サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を備えるとともに、

室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。

(4) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適當な位置に設

けること。

ツ 入浴者の状況に応じて、下足場、脱衣室、便所及び浴室には手すり

を設けるとともに、できるだけ段差をなくすこと。

ネ その他知事が必要と認めて指示する措置

二 衛生措置に関する基準

イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、毎日清掃するとともに、消毒を

ス 每月一回以上実施し、清潔で衛生的に保つこと。

ロ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、ねずみ、昆虫等の生息状況につ

いて毎月一回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。

ハ 下足場、脱衣室、便所及び浴室の照度は、床面において百五十ルク

ス 以上を保つこと。

ニ 浴槽水は、毎日交換すること。ただし、循環ろ過し、かつ、二十四

時間以上継続して使用している浴槽水については、一週間に一回以上

定期的に完全換水し、浴槽を清掃し、及び消毒すること。

ホ 浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環

する過水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

ヘ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しな

いこと。

ト 循環ろ過装置等は、稼働状況を適宜点検し、その記録を三年間保存

すること。

チ 原水及び浴槽水の水質検査は、一年に一回以上行い、その記録を三

年間保存すること。

リ 浴槽水を塩素で消毒している場合は、「日に一回以上遊離残留塩素濃度を測定し、その記録を三年間保存すること。

ヌ 浴槽タンクを設置している場合は、貯湯タンク内の湯温を摂氏六十度以上に保つこと。

ル タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸ししないこと。ただし、入

浴者一人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりがあつては、新しいも

ハ 洗い湯せんの湯及び水せんの水は、じゅうぶんに供給し、洗い湯せんの湯は、常に摂氏四十二度以上に保つこと。

ニ 入浴者に浴そうの中で身体を洗わせ、又は浴場内で洗たくその他

ホ 共用の手ぬぐい、くし、ブラシ、かみそり等は、備え付けないこ

ト。ただし、客一人ごとに消毒したものを取り換えて使用させる場合は、この限りでない。

ヘ その他知事が必要と認め指示する事項

のに限る。)を貸与するときは、この限りでない。
 ヲ 入浴者に浴槽の中で身体を洗わせ、又は浴室内で洗濯その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこと。
 ワ おおむね十歳以上の男女を混浴させないこと。
 カ その他知事が必要と認めて指示する措置

(その他の公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準)
 第五条 第二条第二号イ、ロ、ハ及びホに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

- イ 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の見やすい位置に、男女別の表示をすること。ただし、時間帯によって男女の利用を区分する場合等風紀上問題がない場合には、この限りでない。
- ロ 脱衣室は、入浴者数に応じた適当な床面積とすること。
- ハ 便所は、施設内で入浴者が利用しやすい場所に設けること。
- ニ 洗い場は、入浴者数に応じた適当な面積とすること。
- ホ 主たる浴槽は、入浴者数に応じた適当な面積であつて、かつ、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。
- ヘ 前条第一号ロ、ニ、ホ、ト、ヌ及びカからネまでに掲げる基準によること。

二 衛生措置に関する基準

第一条第二号の基準によること。

第六条 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

- イ 固室内には、適當な脱衣場所及び入浴者の衣類等を収納するための設備を設けること。
- ハ 固室の出入口の扉には、施錠設備を設けず、かつ、上部は透明ガラス等により、内部を見通すことができる構造とすること。
- ニ 便所は、入浴者が利用しやすい場所に設けること。
- ホ 適当な広さの待合室を設けること。
- ヘ 第四条第一号ホ、ヌ及びネに掲げる基準によること。

二 衛生措置に関する基準

イ 浴槽水は、使用のつど取り替えること。

ロ 個室内で使用するタオル等は、入浴者一人ごとに取り替えること。

ハ 従業員に、風紀を乱す、おそれのある服装又は行為をさせないこと。

二 第四条第二号イ、ロ、又及び力に掲げる基準によること。

(水質等に関する基準)

第七条 原水及び浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、第一号のイから二まで並びに第二号のイ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。

一 原水の水質

イ 色度は、五度以下であること。

ロ イ 濁度は、二度以下であること。

ハ ハ 水素イオン濃度は、PH値五・八以上八・六以下であること。

二 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。

ホ 略

ヘ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十CFU未満であること。

二 浴槽水の水質

イ 濁度は、五度以下であること。

ロ ロ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。

ハ ハ 大腸菌群は、一ミリリットル中に一個以下であること。

二 レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十CFU未満であること。

(自主管理)

第八条 公衆浴場の営業者は、当該施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、当該施設の所在地を管轄する保健所の長に通報し、その指示に従わなければならない。

(水質等に関する基準)

第六条 原水及び浴そう水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉については、第一号のイから二まで並びに第二号のイ及びロの規定は、これを適用しない。

一 原水の水質

イ 色度は、五度を越えないこと。

ロ 濁度は、二度を越えないこと。

ハ ハ 水素イオン濃度は、PH値五・八から八・六までとすること。

二 過マンガン酸カリウム消費量は、十PPMを越えないこと。

ホ 略

二 浴そう水の水質

イ 濁度は、五度を越えないこと。

ロ ロ 過マンガン酸カリウム消費量は、二十五PPMを越えないこと。

ハ ハ 大腸菌群は、一ミリリットル中に一個を越えないこと。

二 浴そう水には、不潔臭がないこと。

新

旧

(療養施設)

第九条 療養のため温泉、潮湯、薬湯等を設置するときは、療養者用の脱衣室、浴室及び浴槽を別に設け、健康な人と混用させないようにしなければならない。

2 療養のため温泉、潮湯、薬湯等を使用させる場合は、浴法、効能書その他入浴心得となる事項を浴室内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(適用除外)

第十一条 第二条第二号ホに掲げるその他の公衆浴場であつて、構造設備及び衛生措置が第五条の基準により難い場合で、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるものに対しては、知事は、当該基準を緩和することができる。

(療養施設)

第七条 療養のため温泉、潮湯、薬湯等を設置するときは、療養者用の脱衣室、浴室及び浴槽を別に設け、健康な人と混用させないようにしなければならない。

2 療養のため温泉、潮湯、薬湯等を使用させる場合は、浴法、効能書その他入浴心得となる事項を浴室内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(適用の除外)

第八条 温泉、貸切浴場、むし風呂、個室付浴場、事業場等に設置された公衆浴場その他特別の理由があると認められる公衆浴場に対しては、知事は、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められる範囲において、第四条第一号及び第二号並びに第五条第一号から第四号(ロ及びハを除く。)までの措置の基準を緩和することができる。

第九条 略

第十一 条 略

○公衆浴場法施行細則

昭和三十二年十月十五日
岡山県規則第六十五号

公衆浴場法施行細則を次のように定める。

公衆浴場法施行細則

公衆浴場法施行細則（昭和三十二年岡山県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）の施行については、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）及び公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号。次条及び第三条において「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（許可申請手続）

第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。）は、第四条第一号の規定による許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、公衆浴場の施設の譲受けに係る場合等知事が必要がないと認めるときは、第一号の書類並びに第二号の立面図及び断面図の一部を省略することができる。

- 一 条例第二条第一号に規定する一般公衆浴場にあっては、当該公衆浴場を中心とした半径三百メートル以内の公衆浴場等を明らかにした縮尺三千分の一以上の正確な地図
- 二 申請に係る公衆浴場の配置図、平面図並びに二面以上の立面図及び断面図
- 三 温泉の含有物質又は医薬品等を原料として薬湯を使用する公衆浴場にあつては、入浴させる患者の種類及び省令第一条第三号に掲げる医薬品等の分析表又は証明書

四 その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、新たに公衆浴場を設けて営業の許可を受けようとするときは、その施設の工事着手前に許可の申請を行うものとする。

（検査）

第三条 法第二条第一項の許可を受けた者（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの を除く。）は、公衆浴場の工事が完成したときは、知事にその旨を届け出て、条例第十一条の規定による検査を受けなければならない。

- 2 知事は、条例第十一条の規定による検査の結果合格した者に対して、その旨を通知するものとする。

（許可申請書等の様式）

第四条 次の各号に掲げる許可申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第二条第一項の規定による公衆浴場の営業許可申請書 様式第一号
- 二 第三条第一項の規定による公衆浴場の工事完成届書 様式第二号
- 三 法第二条の二第二項の規定による公衆浴場の営業承継届書（相続用） 様式第三号
- 四 法第二条の二第二項の規定による公衆浴場の営業承継届書（合併・分割用） 様式第四号

- 五 省令第四条の規定による申請書又は届書の記載事項変更届書 様式第五号
六 省令第四条の規定による公衆浴場の営業の停止又は廃止届書 様式第六号
(提出書類の部数)

第五条 法、省令又はこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、正副二通を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年規則第八九号）

この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和三五年規則第四三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和三十五年七月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定により知事の発行した許可証、検査証その他の証明書で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により発行されたものとみなす。
3 この規則施行の際、現に保有するこの規則による改正前の規則に定める様式による申請書、請求書、報告書、届等の用紙は、昭和三十五年十二月三十一日（会計関係のものについては、昭和三十六年三月三十一日）までは使用することができます。

附 則（昭和六一年規則第三八号）

この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成六年規則第一六号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第六一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一三年規則第二二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一四年規則第二四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公衆浴場法施行細則新旧对照表

			新
		（趣旨）	第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）の施行については、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）及び公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号。次条及び第三条において「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
		（許可申請手続）	第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）は、第四条第一号の規定による許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、公衆浴場の施設の譲受けに係る場合等知事が必要がないと認めるときは、第一号の書類並びに第二号の立面図及び断面図の一部を省略することができる。
	2	（検査）	第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）の施行については、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）及び公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号。第三条において「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
2	2	（許可申請手続）	第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）は、第四条第一号の規定による許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、公衆浴場の施設の譲受けに係る場合等知事が必要がないと認めるときは、第一号の書類並びに第二号の立面図及び断面図の一部を省略することができる。
2	2	（検査）	第二条 法第二条第一項の許可を受けた者は、公衆浴場の工事が完成したときは、知事にその旨を届け出て、条例第十二条の規定による検査を受けなければならない。知事は、条例第十二条の規定による検査の結果合格した者に対し
2	2	（許可申請手續）	第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）は、第四条第一号の規定による許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、公衆浴場の施設の譲受けに係る場合等知事が必要がないと認めるときは、第一号の書類並びに第二号の立面図及び断面図の一部を省略することができる。
2	2	（検査）	第二条 法第二条第一項の許可を受けた者は、公衆浴場の工事が完成したときは、知事にその旨を届け出て、条例第十二条の規定による検査を受けなければならない。知事は、条例第十二条の規定による検査の結果合格した者に対し
2	2	（許可申請手續）	第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）は、第四条第一号の規定による許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、公衆浴場の施設の譲受けに係る場合等知事が必要がないと認めるときは、第一号の書類並びに第二号の立面図及び断面図の一部を省略することができる。
2	2	（検査）	第二条 法第二条第一項の許可を受けた者は、公衆浴場の工事が完成したときは、知事にその旨を届け出て、条例第十二条の規定による検査を受けなければならない。知事は、条例第十二条の規定による検査の結果合格した者に対し
2	2	（許可申請手續）	第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）は、第四条第一号の規定による許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、公衆浴場の施設の譲受けに係る場合等知事が必要がないと認めるときは、第一号の書類並びに第二号の立面図及び断面図の一部を省略することができる。
2	2	（検査）	第二条 法第二条第一項の許可を受けた者は、公衆浴場の工事が完成したときは、知事にその旨を届け出て、条例第十二条の規定による検査を受けなければならない。知事は、条例第十二条の規定による検査の結果合格した者に対し

公衆浴場営業許可申請書

岡山県知事 殿

年 月 日

申請者

住 所 (事務所所在地)		
フリガナ		印
氏名(名称)		
生年月日	年 月 日	
法人にあつては 代表者氏名		
電話番号() -		

公衆浴場の営業許可を受けたいので、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 名 称				2 所 在 地	電話() -			
3 公衆浴場の種類				4 営業開始予定年月日	年 月 日			
5 工事着手予定年月日	年 月 日			6 工事完成予定年月日	年 月 日			
7 使 用 水	イ 水道水	口 その他()		8 ボイラービー種類・能力	イ 有能	力	口 無	
9 循 環 ろ 過 機	イ 有能	力	口 無	10 減 菌 機	イ 有能	力	口 無	
11 ヘアキャッチャー	イ 有	力	口 無	12 利用見込者数	人			
13 入浴料金	大人 円	中人 円	小人 円	14 営業時間	~			
15 責任者	氏名			本籍				
	生年月日	年 月 日		住所				
16 構造設備の概要	脱衣室			浴槽				
	面積	換気	脱衣箱	内り面積	深さ	縁高	築造材料	
	男 m ²		箱かご 個個	主副 m ²	主副 m	主副 m	内部表面	
	女 m ²		箱かご 個個	主副 m ²	主副 m	主副 m	内部表面	
	浴室							
	面積	換気	排水	床の材料	おけ、腰掛けの数			
	男 m ²				おけ、腰掛け 個個			
	女 m ²				おけ、腰掛け 個個			
	洗い湯(水)栓			下足場	採光又は照明			
	湯栓の数	水栓の数	脱衣室		浴室	便所		
男				ルクス	ルクス	ルクス		
女				ルクス	ルクス	ルクス		
17 設置場所の配置	既設浴場との距離 浴場名 距離							

備考

- 設置場所の配置欄は、該当事項のみを記入すること。
- 次の掲げる書類を添付すること。
 - (ア) 一般公衆浴場にあつては、当該公衆浴場を中心とした半径300メートル以内の公衆浴場等を明らかにした縮尺3,000分の1以上の正確な地図
 - (イ) 申請に係る公衆浴場の配置図、平面図並びに2面以上の立面図及び断面図
 - (ウ) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料として薬湯を使用する公衆浴場にあつては、入浴させる患者の種類及び公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第1条第3号に掲げる医薬品等の分析表又は証明書

収入証紙欄(消印しないこと。)